

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(内閣府)

事業名	復興特区支援利子補給金		担当部局庁	東日本大震災復興対策本部事務局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	—	青木 由行			
会計区分	一般会計		施策名	8. 防災対策				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	東日本大震災復興特別区域法(案)第44条		関係する計画、通知等	復興特別区域基本方針 復興特区支援利子補給金交付要綱				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)第2条の基本理念を踏まえ、少子高齢化、電力その他のエネルギー利用の制約等の課題の解決に資する先導的な取組み、被災地域における雇用機会の創出等を図る事業の円滑な実施を支援する観点から、金融上の支援を実施する。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という)から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計			
	-	-	-	280	280			
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標 (アウトプット) <small>※上段()書きは予算措置の果積に係る見込み</small>	活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	(年度)				
単位当たりコスト	51,763(円/雇用効果1人・1年当たり)			算出根拠	$X * 0.7\% / Y$ X: 利子補給金の支給対象となる融資の額(地域再生利子補給金H22実績65億円) Y: 雇用効果(維持及び新規)(地域再生利子補給金H22実績879人) ※他の利子補給金制度である地域再生利子補給金の実績より算出			
事業所管部局による点検								
項目				内容				
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				本利子補給金は、「復興への提言」における「民間の資金・ノウハウを活用しつつ、きめ細かい支援措置を行うため、(略)、経済的支援」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」における「必要となる金融上の支援」を具体化するもの。				
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				被災自治体からも本事業の要望が出ており、優先度は高い。				
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				類似事業として各省が実施している政策金融があるが、政策金融は中小企業の設備・運転資金を対象としたものであり、当該利子補給金は、地方公共団体が作成する復興推進計画の区域内において復興推進計画の中核となる事業の実施者への支援を通じて復興推進計画の実施を促進することを目的とする制度となっている。 また、利子補給金制度は、民間金融機関による融資を活用した制度であり、低い財政負担で必要な事業を促進できる極めて効率的な制度である。				
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				利子補給金制度は、民間金融機関による融資を活用した制度であり、低い財政負担で必要な事業を促進できる極めて効率的な制度である。 なお、利子補給金に係る事業の遂行状況について、報告を求めることができる制度となっており、必要に応じて事業の進捗状況の把握を行う予定。				
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				復興特区支援利子補給金は、復興の中核となる事業の実施者が金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、国は金融機関に対して融資の利子分の一定率を利子補給金として支給する仕組みとなっている。				
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				国は地方公共団体が各復興推進事業を規定した復興推進計画が認定基準に適合するか否かについて、計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであるかを条件として認定する仕組みとなっており、認定した事業に対して利子補給金の支給を行うことから、計画的に実施されるものとなっている。				
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				利子補給契約を結ぶ指定金融機関は、復興推進計画の協議を行う地域協議会の構成員であることが条件となっていることから、金融機関が復興事業の検討に早期に加わることとなる。そのため、復興事業内容が早い段階から融資対象としてふさわしいものに整理されることから、融資に伴う利子補給契約への迅速な着手・執行が可能である。 また、利子補給金に係る事業の遂行状況について、報告を求めることができる制度となっていることから、進行管理も適切に行われるものとなっている。				

注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。

注2. 「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × 円/)」などと記入すること。

注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。